2　自動車取得税

(一)　次に掲げる自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を取得した場合において、当該取得が同日から平成二六年三月三一日までの間に行われたときに限り、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第五二条関係）

(1)　警戒区域設定指示が行われた日から継続して警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの

(2)　警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等

(3)　警戒区域設定指示が行われた日から警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等

(二)　警戒区域設定指示区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成二六年三月三一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。（附則第五二条関係）

3　自動車税

(一)　平成二三年度から平成二五年度までの各年度分の自動車税に限り、対象区域内用途廃止等自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、同日から平成二六年三月三一日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合における当該取得された自動車に対しては、自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第五四条関係）

(二)　対象区域内自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が2の(二)の適用を受けることとなった場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成二三年度から平成二五年度までの各年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。（附則第五四条関係）

(三)　対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、警戒区域設定指示が行われた日以後自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした。（附則第五四条関係）

4　固定資産税及び都市計画税

(一)　平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が平成二四年三月三一日までに市町村長又は都道府県知事に対して行った警戒区域設定指示、住民に対し避難のための立退き若しくは屋内への退避又は緊急時の避難のための立退き若しくは屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示等の対象となった区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に対して固定資産税又は都市計画税を課することが公益上その他の事由により不適当と認める区域について、市町村の長は、当該区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないものとし、市町村は、当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二三年度に係る賦課期日において所在した家屋に対しては、第三四二条又は第七〇二条第一項の規定にかかわらず、平成二三年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第五五条の二関係）

(二)　警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「対象区域内住宅用地」という。）の所有者等が、当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地を取得した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該取得された土地のうち対象区域内住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第五六条関係）

(三)　警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の所有者等が、当該対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を、当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月（当該対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に取得した場合における当該家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税について、特例の適用を受ける部分に係る税額を最初の四年度分二分の一、その後の二年度分三分の一を減額する特例措置を講ずることとした。（附則第五六条関係）

(四)　警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した償却資産（以下「対象区域内償却資産」という。）の所有者等が、一定の区域内に当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を四年度分その価格の二分の一の額とする特例措置を講ずることとした。（附則第五六条関係）

5　軽自動車税

(一)　平成二三年度から平成二五年度までの各年度分の軽自動車税に限り、対象区域内用途廃止等軽自動車等に係る警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、同日から平成二五年四月一日までの間に対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を取得した場合における当該取得された軽自動車等に対しては、軽自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第五七条関係）

(二)　対象区域内軽自動車等の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が対象区域内軽自動車等（以下「他の軽自動車等」という。）を取得した場合において、当該他の軽自動車等の取得をした後に、対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車等を対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の軽自動車等に対する平成二三年度から平成二五年度までの各年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は還付する特例措置を講ずることとした。（附則第五七条関係）